

第 1 号議案

関西広域連合議会定例会の回数に関する条例制定の件

関西広域連合議会定例会の回数に関する条例を次のように定める。

平成23年1月15日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合議会定例会の回数に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第102条第2項の規定に基づき、関西広域連合議会定例会は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。